

証券コード：5580



第17回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年11月28日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム

報告事項 第17期（2023年9月1日から2024年8月31日
日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

株式会社プロディライト

証券コード 5580
2024年11月13日

株 主 各 位

大阪府中央区高麗橋三丁目3番11号
淀屋橋フレックスタワー2階
株式会社プロディライト
代表取締役社長 小南 秀光

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年11月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://prodelight.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IRトップ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5580/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プロディライト」又は「コード」に当社証券コード「5580」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

記

1. 日 時 2024年11月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第17期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復等も相まって、景気は緩やかに回復しております。しかしながら、物価高の進行、人手不足などといった課題や金融資本市場の変動等の影響に加え、中東地域をめぐる情勢等の地政学リスクの高まり、中国経済の先行き懸念、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響などの海外景気の下振れが我が国経済を下押しするリスクとなっていることから、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

クラウドPBX市場の規模は、2023年度実績の289億円から2024年度見込は330億円（前年度比14.2%増）、FMC（Fixed Mobile Convergence）市場の規模は、2023年度実績の326億円から2024年度見込は344億円（前年度比5.5%増）、03や06等の市外電話番号を利用した0ABJ電話サービス市場（法人利用）の規模は、2023年度実績の2,680億円から2024年度見込は2,690億円（前年度比0.4%増）（出典：株式会社富士キメラ総研「2024コミュニケーション関連マーケティング調査総覧」）と拡大しており、今後もテレワークの推進、フリーアドレス化などのオフィス環境の変化、企業のBCP（事業継続計画）対策の強化等に向けた取組みとしてのクラウドPBX導入など市場の成長が見込まれています。

このような状況のもと、当社では、自社開発のクラウドPBX「INNOVERA」を中心に、様々なIP電話回線、スマートフォンアプリ、ネット回線、固定端末をワンストップで提供することにより、お客様の「電話のDX」の実現に取り組んでおり、更なる収益力の向上を目指し、次のような施策を実施してまいりました。

「INNOVERA」においては、お客様の利便性を重視したサービスの追求に努めるべく、2024年7月に管理画面上で文字入力することで自然な音声ガイダンスの作成と設定がシームレスにできるようAIによる音声合成機能を追加、オプションサービスとして、2023年10月に電話の自動応答後にSMSを送信する「INNOVERA SMS」の提供を開始いたしました。また、新サービスとして、2024年3月に株式会社エーアイの音声合成技術を「INNOVERA」に活用することにより顧客対応品質の向上と電話業務の効率化を両立させた「Telful（テルフル）powered by INNOVERA」の提供を開始いたしました。加えて、JAPAN AI株式会社と業務提携を行い、生成AIサービスを活用した業務効率化のための新技術・新サービスの開発を開始

いたしました。

販売面におきましては、幅広い顧客層と強固な販売網を持つ大手販売代理店との新たな販売パートナー契約締結により「INNOVERA」の販売網を強化するとともに、2023年12月に自社主催のイベント「INNOVERA Fes 2023 大感謝祭」を開催し、「INNOVERA」の知名度向上を図るなど、新たな顧客創出に努めてまいりました。

さらに、株式会社大塚商会との協業により「INNOVERA」とiPadを連携することで受付業務の効率化を図るソリューション「iPad受付内線パック」など、当社システムと他社機器を連携した商品を発売するとともに、パナソニック・パナソニックビジネスサービス株式会社（現 株式会社パナソニック日本総務部）との協業による業務アプリ構築クラウドサービス「kintone」と「INNOVERA」を連携することで電話対応に伴う顧客管理を効率的に行うことができるサービスの提供開始や株式会社ソフツーが提供するクラウド型電話AIサービス「ミライAI」と「INNOVERA」との連携など他社との連携強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,196,897千円（前事業年度比9.4%増）、営業利益は190,748千円（同47.4%増）、経常利益は187,968千円（同48.6%増）となり、法人税、住民税及び事業税は、賃上げ促進税制による税額控除を受けた影響により、当期純利益は148,199千円（同63.6%増）となりました。

なお、当社は全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計に占める音声ソリューション事業の割合が、いずれも90%を超えているため、セグメントごとの経営成績の記載は省略し、サービス区分別の状況を記載しております。当事業年度におけるサービス区分別の状況は、次のとおりであります。

（システムサービス）

システムサービスは、前事業年度に引き続き、顧客のDX需要が堅調であり、新たに販売パートナー契約を締結した大手販売代理店による案件増加など、販売代理店制度「パートナープログラム」も奏功したことから、「INNOVERA」のアカウント数を順調に伸ばしました。その結果、売上高754,110千円（同18.4%増）、売上総利益432,840千円（同14.0%増）となりました。

（回線サービス）

0ABJ型IP電話回線サービスは、「INNOVERA」のアカウント増に伴うチャネルの増加、既存顧客の事業拡大や拠点追加等によるチャネルの追加があったことから、「IP-Line」の総チャネル数が増加いたしました。その結果、売上高1,120,210千円（同3.9%増）、売上総利益

472,410千円（同2.9%増）となりました。

（端末販売）

端末販売は、Yealink社製端末の販売が好調であったことから、売上高は273,865千円（同9.1%増）となり、その他機器の仕入先の見直しにより仕入原価の低減を図ったことから、売上総利益は96,486千円（同17.7%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、売上高48,711千円（同13.6%増）、売上総利益48,711千円（同13.6%増）となりました。

当社はストック型ビジネスモデルのため、「INNOVERA」のアカウント数（利用端末数）、及び「IP-Line」のチャンネル数（同じ電話番号での同時利用可能者数）を伸ばし、アカウント及びチャンネルの解約率を低く抑えることが安定した収益拡大につながります。そのため、「INNOVERA」の増加アカウント数と解約率、「IP-Line」の増加チャンネル数と解約率、リカーリング（継続）売上高比率を重要な経営指標と考えております。当事業年度において「INNOVERA」総アカウント数及び「IP-Line」総チャンネル数については、パートナープログラムが奏功し、順調に推移しております。2021年8月期以降のこれらの重要な経営指標の推移は、以下のとおりであります。

	2021年 8月期	2022年 8月期	2023年 8月期	2024年 8月期
「INNOVERA」総アカウント数 (アカウント)	20,474	26,829	33,761	41,233
月平均解約率（アカウント） (%)	1.17	0.64	0.90	0.79
「IP-Line」総チャンネル数 (チャンネル)	44,780	53,448	64,652	71,811
月平均解約率（チャンネル） (%)	1.48	0.85	0.94	1.03
リカーリング売上高比率 (%)	74.6	79.5	80.1	79.4

(注) 1. 「INNOVERA」総アカウント数は、各事業年度末時点の「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の契約アカウント数の合計を記載しております。
(「INNOVERA Outbound」のアカウント数は含みません。)

2. 月平均解約率（アカウント）（％）は、「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の当月解約アカウント数÷前月末の契約総アカウント数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
3. 「IP-Line」総チャンネル数は、各事業年度末時点の「IP-Line」契約総チャンネル数（OEM含む）の合計を記載しております。
4. 月平均解約率（チャンネル）（％）は、「IP-Line」の当月解約チャンネル数÷前月末の契約総チャンネル数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
5. リカーリング売上高比率（％）は、リカーリング・レベニュー（システムサービス売上高＋回線サービス売上高－初期導入費用）÷総売上高で計算して、記載しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は37,158千円であります。その主な内容は、自社利用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

効率的な調達を行うため、新たに金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2021年8月期)	第 15 期 (2022年8月期)	第 16 期 (2023年8月期)	第 17 期 (当事業年度) (2024年8月期)
売 上 高 (千円)	1,599,193	1,777,101	2,008,319	2,196,897
経 常 利 益 (千円)	89,711	114,738	126,498	187,968
当 期 純 利 益 (千円)	63,078	81,850	90,581	148,199
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	44.68	57.98	62.63	90.74
総 資 産 (千円)	879,970	864,374	1,162,179	1,208,953
純 資 産 (千円)	187,274	269,124	652,752	802,876
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	132.66	190.65	399.76	490.88

- (注) 1. 当社は、2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。第14期(2021年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

クラウドPBX等の音声ソリューション事業は、導入コストの低さと迅速な導入が可能な点から注目を集める一方、新規参入が多い事業でもあります。当社は、競合他社との差別化を図るために、顧客のニーズを的確に捉えたサービスの開発や信頼性の高いシステムの構築が必要であると考え、以下の7点を重点課題として取り組んでおります。

① 開発力の強化

競合他社との差別化を推進するにあたり、様々な規模、業種、業界の顧客の声が集まることを活かし、操作画面の使用性向上等の機能改善及び新機能追加の開発に加え、API技術を用いた他社のクラウドサービスとの協業連携、AI技術の応用等により、付加価値向上及びユーザビリティの追求を行っております。今後は、「INNOVERA」の機能拡充、先端技術を取り入れたサービスの提供、他社のクラウドサービスとの連携強化を図ってまいります。

② システム安定性の強化

当社はクラウドPBXシステムの提供及び音声伝送サービスを行っているため、高い安全性及び稼働率が常に求められます。それらを実現すべく、365日24時間のシステム提供に耐える設備投資等を含め、持続可能かつ高品質なサービスを追求しております。

③ 人材育成

当社従業員の平均勤続年数は5年2ヵ月（2024年8月31日現在）と短く、企業理念、行動指針、経営方針を体現できる人材の育成が課題であると認識し、新入社員・一般社員・管理職の各階層向けに研修を実施し、人材育成を強化しております。また、今後の更なる成長には、自ら考え、変化に対応していくことで新たなビジネスを創り出せる人材の育成が必要であると考えております。そのため、各階層向け研修の継続的な実施等、チャレンジする社員に対しては人材教育を行うための研修制度を充実させ積極的な育成を行ってまいります。

④ 組織体制の整備

当社は少数の人員による効率的な組織運営を図り、生産性の向上に努めております。しかし今後、大きく成長していくためには、人員の拡充と組織体制の整備が必要不可欠であると考えております。顧客の要望を迅速に実現できる組織を目標に、専門能力を有する人材の補強、社内研修の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、組織体制の整備を進めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

企業の持続的な成長及び企業価値の向上には、顧客のみならず、社会的な信用を得ることが重要であると考えております。そのため、当社はコーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システム及びコンプライアンス体制の強化、並びに経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上に努めてまいります。

⑥ ブランド力の向上

当社は主力サービスである「INNOVERA」を8年以上販売してきた実績がありますが、いまだ認知度は高いとは言えず、ブランドとしては未成熟と考えております。しかし、働き方改革が浸透しテレワークやオフィスのフリーアドレス化等が進む中で、クラウドPBXは、企業にとって必要なサービスになりつつあります。今後はWeb広告やWebサイトの強化、販売代理店とのパートナーシップ強化等を通じた導入企業の拡大に向け、ブランド力の向上に取り組んでまいります。

⑦ 事業基盤の拡充

当社のビジネスは音声通話に関連したシステム・回線・端末のソリューションをワンストップで提供ができることを強みとしております。新機能やAI技術の応用により「INNOVERA」の付加価値を高め、主要事業の基盤拡充に努めるとともに、他社のクラウドサービスとの協業連携を推進し、周辺事業の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

事業区分	事業内容
音声ソリューション事業	IP電話用の自社開発クラウドPBX「INNOVERA」等、音声コミュニケーションのDXに向けたワンストップ・ソリューションの提供

(6) 主要な営業所 (2024年8月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区
東 京 支 店	東京都中央区
福 岡 支 店	福岡市博多区
名 古 屋 支 店	名古屋市中区

(7) 使用人の状況 (2024年8月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
97名 (1名)	－名	39.5歳	5年2ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、受入出向者、契約社員は就業しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	48,982千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	21,685千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,640,000株

(2) 発行済株式の総数 1,635,600株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は2,750株増加しております。

(3) 株主数 1,147名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
小南秀光	600,000株	36.68%
川田友也	200,000	12.22
日本ビジネスシステムズ株式会社	100,000	6.11
株式会社 W i z	89,000	5.44
プロディライト従業員持株会	33,301	2.03
株式会社 S B I 証券	32,700	1.99
株式会社 C ・ S ・ R	19,800	1.21
楽天証券株式会社	16,800	1.02
ベル投資事業有限責任組合 1	16,800	1.02
J P モルガン証券株式会社	10,700	0.65

(注) 自己株式は保有していません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2022年1月13日	
新株予約権の数		10,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	52,000株 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	3,500円 700円)
権利行使期間		2024年2月16日から2032年1月13日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10,400個 52,000株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 1. 第3回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権者は、その行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は社員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合には、相続人は、相続の発生日から6ヵ月以内に会社が定めた手続きを完了した場合に限り、その権利を行使することができる。

2. 2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 南 秀 光	
専務取締役	川 田 友 也	事業管理本部統括
常務取締役	奥 井 琢 磨	営業本部統括
取 締 役	金 森 一 樹	管理本部長
取 締 役	田 中 健 作	株式会社オンサイト代表取締役 株式会社レッドポイント取締役 三陽工業株式会社社外取締役
取 締 役	池 口 正 剛	株式会社グッド・フォー・オール代表取締役
常 勤 監 査 役	田 坂 哲 史	
監 査 役	大 井 理	弁護士 松柏法律事務所パートナー WDBココ株式会社社外取締役
監 査 役	松 嶋 康 介	公認会計士・税理士 松嶋公認会計士税理士事務所 所長 ドギーマンハヤシ株式会社社外監査役
監 査 役	桂 真 理 子	公認会計士 KMTパートナーズ株式会社代表取締役 桂公認会計士事務所 所長 株式会社万代社外監査役 株式会社万代リテールホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役田中健作氏及び池口正剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大井理氏、松嶋康介氏及び桂真理子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大井理氏、松嶋康介氏及び桂真理子氏は、以下のとおり、法律並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大井理氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・監査役松嶋康介氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役桂真理子氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

なお、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外とされており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年11月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬制度の基本方針」を決議しております。当社は2023年2月15日開催の取締役会決議により、報酬額等の決定に際して透明性・公正性を確保することを目的として、社外取締役池口正剛氏を委員長とし、代表取締役社長小南秀光氏、社外取締役田中健作氏並びに社外監査役大井理氏、松嶋康介氏及び桂真理子氏を構成員とした任意の報酬委員会を設置しており、当該決定方針の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会で審議し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること及び報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬は、現在導入しておりません。

各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	77,552千円 (6,960)	77,552千円 (6,960)	— (—)	— (—)	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21,090 (13,050)	21,090 (13,050)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	98,642 (20,010)	98,642 (20,010)	— (—)	— (—)	10 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年11月26日開催の第14回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。また、上記の報酬額の範囲内で、取締役に対して、役位及び職責に応じて付与する新株予約権の数を定め、その他の条件も含めて株主総会及び取締役会の決議によりストック・オプションを付

与しております。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月26日開催の第14回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	田中健作	株式会社オンサイト代表取締役 株式会社レッドポイント取締役 三陽工業株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
	池口正剛	株式会社グッド・フォー・オール 代表取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	大井理	松柏法律事務所パートナー WDBココ株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
	松嶋康介	松嶋公認会計士税理士事務所 所長 ドギーマンハヤシ株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
	桂真理子	KMTパートナーズ株式会社代表取締役 桂公認会計士事務所 所長 株式会社万代社外監査役 株式会社万代リテールホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中健作	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主にIT系企業を含め企業経営における豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では議案の審議等に際して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	池 口 正 剛	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。</p> <p>主にIT系企業を含め企業経営における豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では議案の審議等に際して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外監査役	大 井 理	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外監査役	松 嶋 康 介	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	桂 真 理 子	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日程等が妥当であり、それらに基づく監査報酬が相当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業理念、経営理念、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - イ コンプライアンスを横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。また、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役とし、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
 - ウ リスク・コンプライアンス委員会は当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - エ 法令や定款、社内規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、違反行為等を早期に発見し、是正するとともに、発見した場合の内部通報体制を構築し、再発防止策を講じる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア 取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書及びその他の重要な情報について、適切に保存・管理を行うものとする。
 - イ 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保存期間を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア リスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づくリスクマネジメント推進体制の構築及び運用を行う。
 - イ リスクの未然防止、極小化のために組織的横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

- ウ リスク・コンプライアンス委員会はリスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理に関する重要な事項については、取締役会において報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を遵守し、取締役会は月1回の定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- イ 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」、「職務権限規程」には、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ウ 取締役の職務執行状況について、担当取締役は担当部門の管理責任を負い、適宜、取締役会に職務執行状況に関する報告を行う。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- ア 「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」を定めることにより法令遵守体制・リスク管理体制を確保する。また、業務の適正をモニタリングするため、リスク・コンプライアンス委員会を定期的を開催する。
- イ 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- ウ その健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持するため、内部監査部門等による監査を実施する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 監査役会の職務補助を行う使用人を、必要な場合には置く事が出来る。
- イ 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。
- ウ 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ア 監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

イ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「会社が、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な経営を阻害する要因を排除すること、並びに反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的とする。」旨を規定し、取締役、使用人へ周知徹底するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役4名、社外取締役2名の合計6名で構成されており、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、組織及び人事に関する意思決定、並びに当社の業務執行の監督を行っております。

② コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として毎月1回開催しております。また、役員及び使用人に対し、社内研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、当社は「内部通報規程」により、相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、「内部監査規程」及び内部監査室長が作成する内部監査計画に基づき、定期的に本社部門、各部門の内部監査を実施しております。監査結果については、内部監査室長が代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の合計4名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。監査役は、取締役会に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査方針に従い、取締役の業務執行に対しての適法性を監査しております。また、監査役は、会計監査人や内部監査室と随時情報交換や意見交換を行うなど、密接な連携をとり、監査機能の向上に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,017,750	流動負債	350,079
現金及び預金	664,091	買掛金	117,848
売掛金	312,217	短期借入金	15,000
商品	26,782	1年内返済予定の長期借入金	37,621
前渡金	224	リース債務	1,134
前払費用	13,701	未払金	63,037
その他	1,190	未払費用	12,120
貸倒引当金	△458	未払法人税等	32,211
固定資産	191,202	未払消費税等	21,218
有形固定資産	37,616	契約負債	13,299
建物	35,357	預り金	14,088
工具、器具及び備品	2,111	賞与引当金	22,500
リース資産	147	固定負債	55,997
無形固定資産	82,532	長期借入金	18,046
ソフトウェア	76,128	資産除去債務	37,951
リース資産	610	負債合計	406,076
ソフトウェア仮勘定	5,793	(純資産の部)	
投資その他の資産	71,054	株主資本	802,876
破産更生債権等	589	資本金	246,980
長期前払費用	3,507	資本剰余金	236,980
繰延税金資産	20,473	資本準備金	236,980
その他	46,960	利益剰余金	318,915
貸倒引当金	△476	その他利益剰余金	318,915
		繰越利益剰余金	318,915
資産合計	1,208,953	純資産合計	802,876
		負債純資産合計	1,208,953

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,196,897
売上原価	1,146,448
売上総利益	1,050,449
販売費及び一般管理費	859,700
営業利益	190,748
営業外収益	
受取利息	44
為替差益	24
合計	69
営業外費用	
支払利息	1,127
社債利息	7
支払手数料	1,550
その他	163
合計	2,849
経常利益	187,968
特別利益	
受取賠償金	5,000
特別損失	
固定資産除却損	1,449
損害補償金	4,991
合計	6,441
税引前当期純利益	186,527
法人税、住民税及び事業税	46,341
法人税等調整額	△8,013
当期純利益	148,199

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	246,017	236,017	236,017	170,716	170,716	652,752	652,752
当期変動額							
ストック・オプションの行使	962	962	962			1,925	1,925
当期純利益				148,199	148,199	148,199	148,199
当期変動額合計	962	962	962	148,199	148,199	150,124	150,124
当期末残高	246,980	236,980	236,980	318,915	318,915	802,876	802,876

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① システムサービス

システムサービスは、主にクラウドPBX「INNOVERA」を提供しております。当該サービスは、初期導入費用と月額利用課金による月額利用料の契約となっております。

初期導入費用については、初期導入のための基本設定等に対応するものであるため、顧客へのサービスの提供を開始した時点又は顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。月額利用料については、顧客に対して契約期間にわたり、クラウドPBXを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて均等に収益を認識しております。

② 回線サービス

回線サービスは、契約に基づき、顧客に対して月ごとの利用に応じた音声伝送サービスを提供するものであるため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、サービスを提供する期間に対応する収益を認識しております。

③ 端末販売

端末販売は、主にSIP電話機等の端末商品を販売しており、顧客に商品を引き渡す義務を負っております。端末商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、営業外収益の「その他」に含めておりました「為替差益」（前事業年度は3千円）は金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」（前事業年度は720千円）は金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 20,473千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 93,723千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	15,000千円
差引額	285,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 受取賠償金

上位回線キャリアの障害の発生に伴い当社が被った損害の賠償として受け取った賠償金の金額であります。

(2) 損害補償金

上位回線キャリアの障害及び販売端末のファームウェア不具合の発生に伴い取引先に対して支払う補償金の金額であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,632,850株	2,750株	一株	1,635,600株

(注) 普通株式の株式数の増加2,750株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 137,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入により調達をしており、資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時金利の動向を監視する等により、対応しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰り表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (* 3)	55,667	55,667	—
(2) リース債務	1,134	1,134	△0
負債計	56,801	56,801	△0

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 3) 1年内返済予定の長期借入金は「(1) 長期借入金」に含めております。

(注1) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	664,091	—	—	—
売掛金	312,217	—	—	—

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の当事業年度末日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	15,000	—	—	—	—	—
長期借入金	37,621	18,046	—	—	—	—
リース債務	1,134	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金	—	55,667	—	55,667
リース債務	—	1,134	—	1,134
負債計	—	56,801	—	56,801

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価により分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度
繰延税金資産	
資産除去債務	11,733千円
賞与引当金	6,880
未払事業税	2,837
未払費用	997
一括償却資産超過額	162
その他	1,632
繰延税金資産小計	24,243
繰延税金資産合計	24,243
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,770
繰延税金負債合計	△3,770
繰延税金資産の純額	20,473

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割	0.8
法人税等の特別控除	△4.3
評価性引当額の増減	△6.4
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.5

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス区分	当事業年度
システムサービス	754,110
回線サービス	1,120,210
端末販売	273,865
その他	48,711
顧客との契約から生じる収益	2,196,897
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,196,897

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	274,678
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	312,217
契約負債（期首残高）	12,956
契約負債（期末残高）	13,299

契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、12,956千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想させる契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	490円88銭
(2) 1株当たりの当期純利益	90円74銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年10月23日開催の取締役会において、株式会社NNコミュニケーションズの全株式を取得し、同社を子会社化する旨の決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、本件株式取得により、株式会社NNコミュニケーションズは当社連結子会社となる予定であります。また、株式会社NNコミュニケーションズは当社の特定子会社に該当することとなります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社NNコミュニケーションズ
事業の内容 ブロードバンド代理店事業、通信設備事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「これからもつながるを、もっと。」をミッションとし、固定電話から「電話のDX」を実現するクラウドPBX [INNOVERA] を軸に、電話回線や端末などの電話の「ワンストップ・ソリューション」を提供している企業です。

この度、当社が取得する株式会社NNコミュニケーションズは、インターネット回線の契約取次業務のブロードバンド代理店事業、移動体通信基地局の設計・施工・コンサルティング、ネットワーク関連の設計・施工等を行う通信設備事業を行っています。

当社は、本株式取得により、株式会社NNコミュニケーションズが、ブロードバンド代理店事業で培ってきた、Webマーケティングでの販売網強化による、クラウドPBX [INNOVERA] の販路拡大を期待しています。また、通信設備事業では、導入時のLAN工事等の設置業務を担うことで、顧客に、更なる「ワンストップ・ソリューション」を提供、「電話のDX」の実現ができると判断し、株式取得を決定いたしました。

③ 企業結合日
2024年11月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率
100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	90,000千円
取得価額		90,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等（概算額） 23,200千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(6) 支払資金の調達及び支払方法
自己資金及び借入金により充当する予定であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月23日

株式会社プロディライト
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平塚	博路
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂戸	純子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロディライトの2023年9月1日から2024年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年10月23日開催の取締役会において、株式会社NNコミュニケーションズの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月23日

株式会社プロディライト 監査役会

常 勤	監 査 役	田 坂 哲 史	Ⓔ
社 外	監 査 役	大 井 理	Ⓔ
社 外	監 査 役	松 嶋 康 介	Ⓔ
社 外	監 査 役	桂 真 理 子	Ⓔ

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）として新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第48条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>(2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)</p>
<p>第17条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任議案は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の解任) 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の解任) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> 2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができ</u>る取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 2 (現行どおり)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集権者)</u> <u>第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によつて監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> <u>第33条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	こみなみ ひでみつ 小南 秀光 (1973年12月20日)	1993年 6月 富士キャッシュサービス株式会社入社 2008年 6月 当社設立 当社代表取締役社長就任（現任）	600,000株
2	かわた ゆうや 川田 友也 (1974年 9月16日)	1998年10月 富士キャッシュサービス株式会社入社 2008年 6月 当社設立 当社専務取締役就任（現任）	200,000株
3	かなもり かずき 金森 一樹 (1971年 3月24日)	1996年11月 株式会社ユークス入社 2010年10月 バルテス株式会社取締役就任 2019年 2月 当社入社 管理部長 2019年 9月 当社執行役員就任 2020年 3月 当社管理本部長 2020年11月 当社取締役就任（現任）	一株
4	たなか けんさく 田中 健作 (1964年 7月20日)	1988年 4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年10月 株式会社レッドポイント取締役就任（現任） 2013年 9月 株式会社スマートバリュー取締役就任 2018年11月 株式会社オンサイト設立 同社代表取締役就任（現任） 2019年 2月 三陽工業株式会社社外取締役就任（現任） 2020年 7月 スペクトロニクス株式会社取締役就任 2020年11月 当社社外取締役就任（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 田中健作氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、田中健作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 田中健作氏は、IT系企業を含め企業経営における豊富な経験や見識を有しており、客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できることから、当社の経営に対する助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、田中健作氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額となります。
第1号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認された場合には同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新しております。各候補者が取締役に再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等に関する損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。保険料は会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たさか てつし 田坂 哲史 (1967年7月22日)	1992年 2月 日本高速通信株式会社（現KDDI株式会社）入社 2001年 2月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）入社 2016年 1月 当社入社 当社営業企画部長 2019年11月 当社常勤監査役就任（現任）	一株
2	おおい まさし 大井 理 (1967年7月8日)	1995年 4月 弁護士登録 2002年 4月 松柏法律事務所パートナー（現任） 2003年 2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2020年 6月 WDBココ株式会社社外取締役就任（現任） 2020年11月 当社社外監査役就任（現任）	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	かつら まりこ 桂 真理子 (1977年2月20日)	1999年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年 4月 公認会計士登録 2011年10月 桂公認会計士事務所開設 所長 2015年12月 株式会社ナサホーム常勤監査役就任 2022年 4月 当社常勤社外監査役就任 2023年11月 当社社外監査役就任（現任） 2024年 4月 KMTパートナーズ株式会社代表取締役就任（現任） 2024年 5月 株式会社万代社外監査役就任（現任） 株式会社万代リテールホールディングス社外監査役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大井理氏及び桂真理子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、大井理氏及び桂真理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 大井理氏は、弁護士として専門的見地と豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として当社の経営に対する監査に十分な役割を果たしていることから、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- また、桂真理子氏は、公認会計士として専門的見地と豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として当社の経営に対する監査に十分な役割を果たしていることから、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヵ月となります。
4. 当社は、田坂哲史氏、大井理氏及び桂真理子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額となります。第1号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認された場合は、各氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等に関する損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。保険料は会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年11月26日開催の第14回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額250,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、現在検討中の決定方針に合致するものであり、また、当社の会社規模、役員報酬体系、支給水準等を総合的に勘案し、決定したものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
TEL 06-6202-2311



(お願い) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

地下鉄堺筋線「北浜駅」 1B出口 (地下道直結)

京阪本線「北浜駅」 28出口 (地下道直結)

地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」 徒歩約7分 27出口 (地下道直結)